

## 公募型プロポーザル公告

旧高田幼稚園跡地利活用事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年5月1日

上郡町長 梅田 修作

### 1 目的

上郡町では、閉園した旧高田幼稚園跡地の有効な活用を図るため、町内で地域の振興と発展に寄与する事業を展開する法人格を有する企業又は団体等（以下「事業者」という。）に売却し、民間事業者等のノウハウと自由な発想の提案により、施設を有効に活用して地域の活性化を図ることを目的とした事業者募集を実施する。

### 2 対象施設の概要

#### (1) 土地・建物の概要

名 称	旧高田幼稚園		
所在地	赤穂郡上郡町中野708-1 他		
閉園年月日	令和3年9月1日		
敷地面積	6,064㎡		
主な施設	教室棟	遊戯室	管理棟
建築年月	昭和53年12月	昭和56年2月	昭和56年2月
延べ床面積	483㎡	240㎡	82㎡
構 造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造
階 数	1階	1階	1階
最低売却価格	31,660,000円		

#### (2) 物件に係る土地利用規制等

都市計画区域	市街化調整区域
建ぺい率・容積率	60%・200%
その他	平成24年度耐震補強改修工事施工済

### 3 対象施設の使用条件

- (1) 対象施設の土地・建物を一体として買い取ることにする。
- (2) 事業者は、事業実施までに所有権を第三者へ譲渡又は移転することを禁止する。ただ

し、提案書に記載した使用方法に反しない範囲において、真にやむを得ない事由があるものとして、事前に町の承諾を受けた場合は、この限りではない。

#### 4 応募資格要件

##### (1) 応募資格

企画提案をすることができる者は、次の要件を満たす事業者で、単独の事業者又は複数の事業者によって構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）とする。

(ア) 本店又は支店、営業所等を上郡町内に有する事業者であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者であること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

(エ) 上郡町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条各号に基づく暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係でないこと。

(オ) 公租公課を滞納していないこと。

(カ) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

##### (2) 共同提案について

共同事業体で提案する場合は、代表となる事業者を定めて提案すること。なお、共同事業体の構成員となった場合には、別に単独で提案することや別の事業者と共同提案することはできない。また、すべての構成員は、(1)の(ア)から(カ)について満たすものとし、企画提案等について、連帯して責任を負うものとする。

#### 5 実施スケジュール

(1) 入札公告	令和6年5月1日（水）
(2) 実施要項等の配布	令和6年5月1日（水）から6月7日（金）まで
(3) 現地見学	令和6年5月1日（水）から5月10日（金）まで
(4) 質問書の受付	令和6年5月10日（金）17時必着
(5) 質問回答の公表	令和6年5月15日（水）
(6) 応募申込書提出期限	令和6年5月24日（金）17時必着
(7) 応募資格審査結果通知	令和6年5月29日（水）
(8) 企画提案書等提出期限	令和6年6月7日（金）17時必着
(9) プレゼンテーション審査	令和6年6月中旬（予定）
(10) 結果通知	令和6年6月下旬（予定）

#### 6 公募型プロポーザルに係る関係書類の交付期間、場所及び交付方法

- (1) 交付期間 令和6年5月1日（水）から6月7日（金）まで
- (2) 交付場所 上郡町ホームページよりダウンロードすること。

## 7 応募申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月24日（金）17時まで
- (2) 提出方法 事務局まで持参又は郵送（書留又は簡易書留）すること。

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年6月7日（金）17時まで
- (2) 提出方法 事務局まで持参又は郵送（書留又は簡易書留）すること。

## 9 優先交渉事業者の選定

- (1) 優先交渉事業者の選定は、本町が設置する委員会が行う。
- (2) 参加提案者が1者の場合でも審査は実施する。
- (3) 提案事業者から提出された関係書類及びヒアリング結果に基づいて委員会において審査・採点し、その評価点の合計点数が最も高い者を優先交渉事業者として決定する。
- (4) 総合点数が一定基準を満たさなかった場合は不採用とする。また、契約交渉が不調のときは、次点の者と順次協議を行い決定するものとする。

## 10 審査結果の通知

審査結果は、審査の終了後、すべての提案事業者に対し書面で通知する。

## 11 その他の事項

- (1) 詳細については、旧高田幼稚園跡地利活用事業公募型プロポーザル募集要項による。
- (2) 事業者が応募資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。
- (3) 提出書類に不備、虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと町が判断した場合は、失格とする。
- (5) 本プロポーザルの応募に要する経費はすべて事業者負担とする。
- (6) 提出書類は返却しない。また、本件の審査以外には使用しない。
- (7) 契約締結については、本町財務規則に基づき契約を締結する。

## 12 事務局

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地  
上郡町役場 財政管理課 管財係  
電話：0791-52-1118（直通） FAX：0791-52-5172  
電子メール：zaisei@town.kamigori.lg.jp